

コーポレート・ガバナンスと 内部統制、コンプライアンス

伊藤忠商事は、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、内部統制とコンプライアンスについて、継続的な改善を通じた充実・強化を図っています。

コーポレート・ガバナンス

伊藤忠商事は、取締役会設置会社、監査役(監査役会)設置会社です。3名の社外監査役を含む監査役が独立的かつ客観的な視点で経営状況に対する監視・監査を実施しています。また、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を一層向上させることを目的に、2011年6月の株主総会において2名の社外取締役を選任しています。

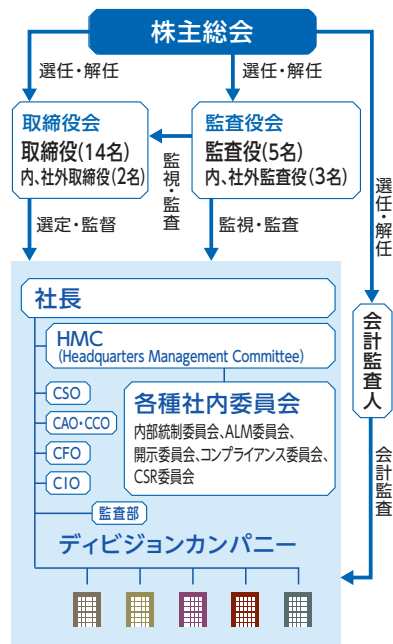
当社は取締役会の意思決定及び監督機能と経営の執行の分離を図ることを目的として、執行役員制度を採用しています。

また、社長を補佐する機関としてHMC(Headquarters Management Committee)を設置し、全社経営方針や重要事項を協議しています。更に、各種社内委員会が各々の担当分野における経営課題の審査・協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に役立っています。なお、一部の社内委員会では、社外の有識者を委員とし、外部の意見を取入れる仕組みも構築し、運営しています。

<http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance/>

- 伊藤忠商事のコーポレート・ガバナンス体制の特徴
- 取締役会による経営監督の強化(社外取締役制度の導入)
- 監査機能の実効性を確保するための仕組み

[コーポレートガバナンス体制図]



内部統制システム

伊藤忠商事は、2006年4月の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、内部統制システムについて不断の見直しによって継続的な改善を図っています。

当社では連結ベースでの財務報告の信頼性をより高めるため、営業部門長等を内部統制統括責任者として任命し、グローバルベースでの責任体制を構築し、「開示委員会」をステアリング・コミティとして、組織的に内部統制報告制度に対応する内部統制の維持強化を行っています。

また、2011年度から内部統制の実効性を上げることを狙いとして、従前の監査部内の独立的評価組織と並列する形で整備推進を支援する組織を設置し、リスクに応じた評価に努めています。

評価結果は関連部署にフィードバックされ、内部統制をより適切に整備・運用するための指針としています。当社ではこのように内部統制報告制度に対応するPDCAサイクルを構築し、内部統制の強化に努めています。

<http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance/control/>

- 内部統制システムに関する基本方針
- 財務報告の信頼性を高めるための取組
- リスク管理の強化
- 財務報告の適正性確保のための体制(PDCAサイクル)

コンプライアンス

グループの推進体制

伊藤忠グループでは、本社の各組織だけでなく、国内外のすべてのグループ会社においてもコンプライアンス責任者を配置し、各カンパニーなどからの指示・支援のもと、それぞれのビジネスの特性・業態・所在地の法制度などを考慮しながら、コンプライアンス強化に向けた仕組みづくり・教育研修・個別事案への対応などを行っています。

また、半期に一度、全社一斉に実施しているモニター・レビューなどさまざまな機会を捉え、各社の実施状況を確認しながら、グループをあげて、より充実したコンプライアンス推進体制の強化に向けて改善を図っています。

2010年度に実施した 主な施策と今後の課題

2010年度には、社員一人ひとりが遵守すべきルールなどをまとめた『コンプライアンスハンドブック』を作成し全社員に配布するとともに、その内容について、eラーニングによる確認テストを行いました。また、海外やグループ会社などには、現場の実態把握やリスクの洗い出しを目的とした訪問指導などを行い、体制運用に重点を置いた活動に取り組んでいます。更に、既発生事案の傾向、モニター・レビューの結果などを踏まえてカンパニーごとに独自のコンプライアンス強化策を策定し、順次実行に移しています。今後も、これらの施策を更に推進するとともに、引き続き海外やグループ会社に重点を置いたコンプライアンス強化に努めていきます。



コンプライアンスハンドブック

腐敗防止への取組強化

伊藤忠商事では、公務員及びこれに準ずる立場の者に対する不正な利益供与を広く禁止するため、これまでに「不正利益供与禁止規程」及び「関連ガイドライン」を制定し、腐敗防止に努めてきました。

この度、2011年7月1日に施行された英国贈収賄法をはじめとする世界的な贈収賄規制強化の流れに鑑み、それに先駆けて6月に、当社対応強化策のひとつとして、上記規程及び関連ガイドラインの改訂を行いました。

今後は、上記改訂について、社内や海外ブロックへの周知に努めるとともに、不正な利益供与に関するリスクアセスメント及びモニタリングについても図っていきます。

<http://www.itochu.co.jp/ja/csr/compliance/>

- 伊藤忠グループのコンプライアンス体制概要
- 総合輸出入・物流管理への取組